

身上関係書類の送付様式等について（例規）

最終改正 平成30. 4. 20 例規教第16号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

職員の配置換えに伴う身上関係書類の新所属への送付方法については、従来から統一された様式等がなく、その取り扱いに不合理を生じていたむきもあつたので、このたび、これの様式等について、次のように定めたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 身上関係書類の送付事務は、本部および市警察部の各所属においては庶務係、警察署においては、警務係が行なうこととする。
- 2 身上関係書類の送付様式は、次のとおりとする。

